

2 総括表1: 目標の達成状況への評価

評価基準: A=目標を全て達成している(100%) B=目標をほぼ達成している(80~99%)

C=施策を実施中(21~79%) D=調査・研究段階(1~20%) E=未着手(凍結)(0%)

テーマ	施策の柱	平成32年度(2020年度)までの目標	数値目標 (参考値)	数値目標に 対する 実績値	担当課	評価
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。	—	—	景観みどり課	A
		2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。	—	—	景観みどり課	C
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します(※)。 ※緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度(1993年度)には市域の35.2%(約1,259ha)でしたが、平成17年度(2005年度)には市域の31.0%(約1,109ha)となっています。このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、市域の25.8%(約923ha)程度まで減少することが予想されます。	28.5% (平成17年度31.0%)	調査なし	景観みどり課	C
		4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします(※)。 ※平成19年度(2007年度)の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、335ha程度まで減少することが予想されます。	348ha (平成19年度387ha)	372ha (平成23年度)	農業水産課	C
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。	—	—	景観みどり課	D
		6 平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。	—	—	景観みどり課	D
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。	—	—	景観みどり課	D
		8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。	—	—		D
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに603gにします。	603g (平成20年度763g)	679g (平成24年度)	資源循環課	C
		10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。	34.7% (平成20年度18.1%)	22.5% (平成24年度)	資源循環課	C
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。	90店舗 (平成24年度末25店舗)	25店舗	農業水産課	C
		12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成32年度(2020年度)までに15品目に増やします。	15品目 (平成21年度11品目)	15品目 (平成24年度)	学務課	A
		13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。	—	—	農業水産課	B

テーマ	施策の柱	平成32年度（2020年度）までの目標		数値目標 （参考値）	数値目標に 対する実績値	担当課	評価
テーマ4 低炭素社会 の構築	4.1 「茅ヶ崎市地域省 エネルギービジョ ン」、「茅ヶ崎市地 球温暖化対策地 域推進計画」の 推進	14	市域のCO ₂ 排出量を平成32年度（2020年度）までに約524千tCO ₂ （平成20年度（2008年度）の約63%）にします。	約524千tCO ₂ （平成20年度 約849千tCO ₂ ）	約695千tCO ₂ （平成22年度）	環境政策課	C
		15	「ちがさきエコシート（茅ヶ崎市環境家計簿）」から1世帯・1事業所あたりのCO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。	—	—	環境政策課	C
	4.2 交通行政におけ る温室効果ガス の排出削減	16	市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度（2020年度）までに455.5回にします。	455.5回 （平成20年度 397.1回）	414.3回 （平成23年度）	都市政策課	C
テーマ5 計画を確実に 進めていく ための人 づくり	5.1 本計画推進のた めの庁内におけ る環境意識の向 上と人材育成	17	庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。	—	—	環境政策課／ 景観みどり課	C
	5.2 市民・事業者の環 境意識啓発・人材 育成、活動の支 援	18	市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。	—	—	環境政策課	C
	5.3 学校における環 境教育の充実	19	各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。	—	—	環境政策課	C

●茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）の目標の平成 24 年度の達成状況について

本計画では平成 32 年度を目標年度として、平成 23 年度より各種施策を実施しています。取り組み開始から 2 年目を迎える平成 24 年度では、全体の 8 割が目標を達成または達成に向け施策を実施している段階です。調査・研究段階の 4 目標は市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくりに関するもので、市街地のみどりや市北部を中心とした自然環境を守るため、早期の保全策策定を目指してきましたが、その大部分は私有地であり、私有財産に一定の制限を加える必要もあることから、現時点では調査・研究の段階にあります。

評価基準	A 目標を全て達成 （100%）	B 目標をほぼ達成 （80%～99%）	C 施策を実施中 （21～79%）	D 調査・研究段階 （1～20%）	E 未着手（凍結） （0%）
目標数	2	1	12	4	0
割合	11%	5%	63%	21%	0%